

令和8年6月亀山市議会定例会議案資料

件名：財産の取得について

- |                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| (1) 令和8年度小中学校における学習者用端末購入の概要…………… | 1頁 |
| (2) 見積結果調書(写し)……………               | 3頁 |
| (3) 物品仮契約書(写し)……………               | 4頁 |
| (4) 取得の方法が「随意契約」である理由について……………    | 5頁 |

## 令和8年度小中学校における学習者用端末購入の概要

### 1 取得の目的

G I G Aスクール構想第1期で整備した学習者用端末を更新することで、I C T環境整備及び児童生徒の情報活用能力の育成を図る。

2 名称及び数量	学習者用端末 i P a d	4, 0 3 5 式
	i P a d 用保護・キーボード付きケース	4, 0 3 5 式
	タッチペン	4, 0 3 5 式
	i P a d 用衝撃保護フィルム	4, 0 3 5 式
	モバイルデバイス管理(MDM)ツール	4, 0 3 5 式
	キッキング作業	4, 0 3 5 式
	変換ケーブル	4, 0 3 5 式

3 取得の方法 随意契約

4 取得価格 2 3 6, 2 1 6, 9 7 0 円

5 契約の相手方 松阪市石津町字地蔵裏353番地1  
株式会社 松阪電子計算センター  
代表取締役 瀬野 喜久

### 6 物品の仕様

#### (1) 学習者用端末 i P a d

ア OS	i O S 2 6 (納入時の最新バージョン)
イ ストレージ	1 2 8 G B 以上
ウ 画面	1 0 . 9 インチ以上
エ 無線	I E E E 8 0 2 . 1 1 a / b / g / n / a c / a x 以上対応
オ カメラ	インカメラ及びアウトカメラ
カ 音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子×1以上
キ 外部接続端子	U S B 2 . 0 以上の規格であって、U S B T y p e C P D ( P o w e r D e l i v e r y ) に対応してポートを1 つ以上有していること
ク バッテリー稼働時間	8 時間以上

#### (2) i P a d 用保護・キーボード付きケース

R u g g e d キーボードケース

(3) タッチペン

ゴムペン先タッチペン (G I G Aスクール専用モデル)

(4) i P a d用衝撃保護フィルム

i P a d第10世代専用ペーパーライクフィルム

(5) モバイルデバイス管理(MDM)ツール

J a m f P r o f o r i O S

(6) キットニング作業

O S初期設定、ネットワーク整備、動作確認、フィルム貼り

(7) 変換ケーブル

U S B T y p e - A t o Cケーブル1.0 (T B - A C 1 0 N B K)


7 各校配置予定数

場所	亀山西小学校	亀山東小学校	昼生小学校	川崎小学校	野登小学校	白川小学校	神辺小学校	井田川小学校	亀山南小学校	関小学校	加太小学校	亀山中学校	中部中学校	関中学校	合計
端末数	493	437	45	449	54	35	115	681	83	229	32	603	593	116	3,965

※予備機…70台

様式第5号(第8条関係)

決 裁	課 長	担 当
		 
	(財務課)	

確 認	課 長
	
	(担当課)

## 見 積 結 果 調 書

令和8年度

(場所) 亀山市立亀山西小学校 ほか14箇所

(物件名) 小中学校における学習者用端末購入(iPad)

上記物品調達等における見積の結果は、次のとおりである。

財務課( 教育推進課 )

見 積 者	第 1 回		第 2 回		決定
	見 積 金 額	順位	見 積 金 額	順位	
株式会社松阪電子計算センター	214,742,700	1			決定

\* 上記金額は、見積者が見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を減じた金額である。

予定価格(税抜) 214,742,700 円

※予定価格は、見積結果の決定後に記載する。

年月日 令和8年4月28日(火)



### 物品仮契約書（買入れ）

- 1 件名 小中学校における学習者用端末購入（iPad）
- 2 規格及び数量 別紙仕様書のとおり
- 3 納入場所 亀山市立亀山西小学校 ほか14箇所
- 4 納入期限 令和8年9月30日
- 5 契約金額 ￥236,216,970－  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥21,474,270-)
- 6 契約保証金 免除（亀山市契約規則第25条に基づく）

亀山市（以下「甲」という。）と株式会社松阪電子計算センター（以下「乙」という。）とは、上記物件について、亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）及び契約条項により物件の買入れに係る契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約書の各条項は、亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、亀山市議会の議決が得られた時点において、この仮契約書に基づく契約内容の効力を有することとし、当該契約書の作成を省略する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ各自それぞれ1通を保有する。

令和8年5月11日

亀山市本丸町577番地

甲 亀山市  
亀山市長 櫻井 義之



乙

松阪市石津町字地藏裏353番地1  
株式会社松阪電子計算センター  
代表取締役 瀬野喜久



## 取得の方法が「随意契約」である理由について

教育のICT化を着実に推進するため、三重県教育委員会及び県内市町等教育委員会は、全県的な取組として三重県GIGAスクール構想推進協議会を設置し、GIGAスクール構想第1期で整備した学習者用端末等の共同調達による更新の取組を行っており、現在、本市を含む県内28市町等がこの取組を活用しています。

本市の現有の一人一台端末は、GIGAスクール構想第1期で整備したもので、令和8年度は、学習者用端末（iPad）の更新時期を迎える本市を含む県内9市町が活用を予定しています。

共同調達による学習者用端末等の購入は、スケールメリットによる端末やサービスの調達、さらには確実な納入に加え、三重県公立学校情報機器整備事業補助金の活用ができることなど、様々なメリットがあります。

こうしたことを踏まえ、令和8年2月16日に協議会が共同調達に係る企画提案コンペで事業者を決定したことは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び亀山市随意契約ガイドライン8（2）その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき⑧他の公共団体と共同で運営処理するために業者が特定される場合で随意契約を締結できる場合に該当するため、協議会が決定した株式会社松阪電子計算センターと随意契約を締結し、学習者用端末等の更新を行うものです。

### 【共同調達とは】

自治体における共同調達とは、複数の地方公共団体が共通の仕様書を作成し、単一の事業者からシステムや物品・サービスを一括して調達することで、費用削減や事務負担軽減を図る手法です。

#### ●地方自治法施行令（抜粋）

（随意契約）

第六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

#### ●亀山市随意契約ガイドライン（抜粋）

8 随意契約に係る運用の基準

（2）その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき

適用参考事例【物品購入・役務等】

⑧ 他の公共団体と共同で運営処理をするために業者が特定される場合

参考：令和8年度三重県公立小中学校等における学習者用端末購入（iPad）企画提案コンペ

・参加仕様書等のURL：<https://www.pref.mie.lg.jp/NYUSATSU/m0045300097.htm>

・結果についてのURL：<https://www.pref.mie.lg.jp/NYUSATSU/m0045300102.htm>